

能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会設置要綱

(設 置)

第1条 能登半島地震で顕在化した、特に応急期の課題を洗い出し、その検討結果を具体的施策に反映させ、県が市町や民間と連携した災害対策の備えの充実・強化を図るため、能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応急期において課題となった事項に係る検討に関すること。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(座 長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長から委任を受けた者がその職務を行う。

(会 議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長または事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 座長が認めるときは、会議を書面による開催とすることができる。

(謝 金)

第6条 委員及び委員以外の者が会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員及び委員以外の者が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定

により支給する額に相当する額とする。

- 3 第5条第3項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、その者に対して、旅費を支給する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、兵庫県危機管理部災害対策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県防災監が招集する。

別表（第3条関係）

能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会 委員名簿

氏名	役職
青山 薫	神戸大学 国際人間科学部 教授
白田 裕一郎	国立研究開発法人防災科学技術研究所 総合防災情報センター長
宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 研究員
浦川 豪	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
大野 かおり	兵庫県立大学 看護学部 教授
川瀬 鉄典	兵庫県災害医療センター 副センター長
木村 玲欧	兵庫県立大学 環境人間学部 教授
鋤田 泰子	神戸大学大学院 工学研究科 教授
越山 健治	関西大学 社会安全学部 教授
近藤 民代	神戸大学 都市安全研究センター 教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
菅野 拓	大阪公立大学大学院 文学研究科 准教授
辻岡 綾	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 研究員
永松 伸吾	関西大学 社会安全学部 教授
船木 伸江	神戸学院大学 現代社会学部 教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授
前林 清和	神戸学院大学 現代社会学部 教授
松川 杏寧	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授

五十音順

別に定める事項（第6条関係）

能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会に係る委員等の謝金について

能登半島地震を踏まえたひょうご災害対策検討会の委員又は第5条第3項の規定に基づく委員以外の者が検討会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）に定める審議会等の委員の報酬の額に準拠し、下表のとおり謝金を支給する。

委員の区分	謝金の額	
座長	日額	15,500円
委員	日額	12,500円
委員以外の者	日額	12,500円